

横浜市立横浜吉田中学校 いじめ防止基本方針

横浜吉田中学校いじめ防止対策委員会

平成30年2月 改定

1 基本認識と基本方針

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止に向けた基本方針

横浜吉田中学校における、いじめ防止に向けた基本的な方針を次に示します。

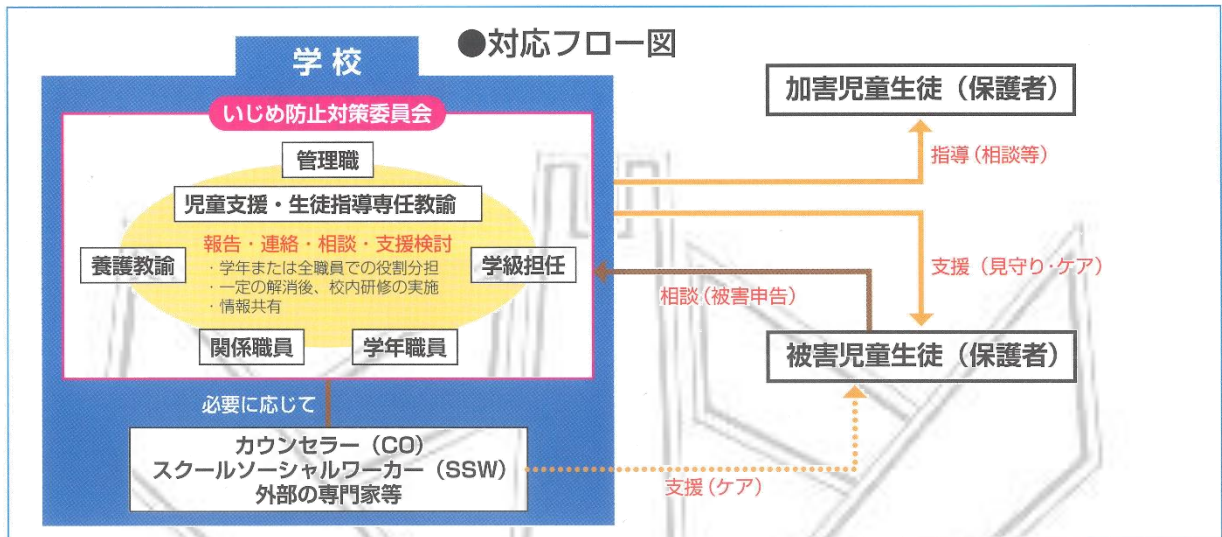
- ①あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- ②子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援します。
- ③いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。
- ⑤児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努めます。
- ⑥教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図ります。
- ⑦学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図ります。

2 いじめ防止等の対策のための組織、役割

(1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等の対策及び具体的な取組を推進する役割を担うために「横浜吉田中学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

委員会は、学校長を委員長として、副校長・教務主任・生徒指導専任・学年主任・担任・学年生徒指導担当・養護教諭を委員として構成され、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理・福祉の専門家を加えることとします。



組織図および対応フロー図

(2) 「横浜吉田中学校いじめ防止対策委員会」の運営

「横浜吉田中学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催します。いじめの疑いがあった段階で、直ちに「横浜吉田中学校いじめ防止対策委員会」を開催します。

委員長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、推進の管理を行います。

(3) 「横浜吉田中学校いじめ防止対策委員会」の役割

「横浜吉田中学校いじめ防止対策委員会」は次の役割を基本に活動していきます。

①未然防止

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割

②早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報の窓口としての役割

イ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

③取組の検証

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

（1）いじめの防止

- ①いじめの未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ②生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。
- ③「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（2）早期発見

- ①些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ②いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

- ③インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- ④情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。
- ②各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- ③学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ④いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ⑤これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ⑥「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童生徒の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

(4) いじめの解消

- ①いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点からいじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。
- ②いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

（5）教職員等への研修

校長・副校長、生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。

（6）特に配慮が必要な児童生徒

いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性があり、下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ④ 東日本大震災等により被災した児童生徒
又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

（7）学校運営協議会等の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

4 いじめ防止の取組の年間計画

月	取組内容	
4月	始業式・入学式 新入生を迎える会	教育相談 家庭訪問
5月	1年 校外学習 2年 自然教室 3年 修学旅行	家庭訪問 Y-Pアセスメント
6月	中区平和スピーチコンテスト	まち懇 地区懇 学家地
7月	合唱祭 非行防止教室 中区合同学警連 横浜子ども会議（ブロック会議） 終業式	いじめアンケート（第1回） 三者面談
8月	始業式 横浜こども会議（中区）	教育相談
9月	体育祭	
10月	児童生徒交流日 文化祭	3年進路面談
11月	多文化共生授業 生徒会役員選挙	
12月	学校保健委員会 クリスマスカップ 終業式	いじめアンケート（第2回） 三者面談
1月	始業式 引き継ぎ式 職場体験学習	
2月		いじめアンケート（第3回） 教育相談
3月	三年生を送る会（LMF） 卒業証書授与式 球技大会 終業式	Y-Pアセスメント

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1校においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針と含めて見直しを検討し、措置を講じる。

